



日曜遺言等公証法律相談

1月24日(日) ※要予約
午前9時～午後5時
場所 中村公証役場
(四万十市中村大橋通6-3-7第1とらやビル4階)
相談担当者 高知地方事務局所属 中村公証役場公証人

○ご予約・お問い合わせ
中村公証役場
☎34-1728

相続登記無料相談

2月4日(木)
午前10時～午後3時
場所 四万十市立中央公民館 2階研修室
(四万十市右山五月町8-22)

主催 高知県司法書士会西支部
主唱 日本司法書士会連合会
○お問い合わせ
田中事務所
☎34-1193

公的年金などの確定申告
相談会の案内について

年金を受給されている方を対象に、平成21年分の確定申告書の書き方や作成方法の相談会を次のとおり開催いたします。申告期間中は税務署や税務課窓口の混雑が予想されます。ぜひこの機会をご利用ください。

日程

1月28日(木)・29日(金)
保健福祉センター(大方庁舎前)2階大ホール
2月2日(火)
佐賀総合支所1階 町民室
時間 午前9時30分～午前11時
午後1時～午後4時

- ※当日は、次の書類などをお持ちになってください。
- 1、確定申告書用紙(郵送されていらない方は当日交付します。)
 - 2、公的年金等の源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)
 - 3、国民健康保険税の支払額のわかる書類、国民年金・国民年金基金の控除証明書

4、生命保険料、地震保険料の控除証明書

5、医療費控除の申告をされる方は、平成21年中に支払った医療費の領収書

6、印鑑、筆記具、計算用具、還付金振込口座の通帳など

なお、「所得税の確定申告の手引き」や昨年の申告書控などを参考にして、ご自分で申告書の作成ができる方は、郵送により提出していただくようお願いいたします。

また、確定申告は、国税電子申告、納税システム(通称イータックス)による提出もできますので、積極的なご利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

○お問い合わせ
大方総合支所 税務課 ☎43-2816(直通)
佐賀総合支所総務課税務係 ☎55-3113(直通)
中村税務署個人課税部門 ☎35-2135



予備自衛官補募集

○予備自衛官補応募資格(一般および技能による採用があります)

- (1) 一般採用: 日本国籍を有し18歳以上、34歳未満の者(資格などは必要ありません。)
- (2) 技能採用: 日本国籍を有し18歳以上で、保有する技能・資格に応じて53歳～55歳未満

○予備自衛官補から予備自衛官への任用

- (1) 一般採用: 3年以内に50日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。
- (2) 技能採用: 2年以内に10日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。

○手当

- (1) 教育訓練招集手当(教育訓練参加日数分支給): 予備自衛官補 ¥7,900、予備自衛官 ¥8,100
- (2) 教育訓練招集旅費: 教育訓練出頭のための往復旅費が支給されます。

○受付および試験日

- (1) 受付期間: 1月12日(火)～4月9日(金)
- (2) 試験期日: 4月17日(土)～4月19日(月) いずれか1日を指定されます。

概要

予備自衛官補とは、主として自衛隊未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。予備自衛官とは、普段は社会人として仕事をしながら、定期的に訓練を受け、有事の際には招集命令により出頭し、自衛官となって、必要な警備や後方支援または国民の保護のための措置などの任務にあたります。また、災害時に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となり災害救助活動などに従事します。

【お問い合わせ】自衛隊四万十地域事務所 ☎35-3096